

# 普及活動の成果

様式6 (左)

課題名 : 担い手への農地集積と耕作放棄地の有効活用 振興局名 : 県北振興局

活動対象 : 平戸市、松浦市

実施期間 : 平成30年4月～平成31年3月

## 【対象の概要】

生産基盤の強化又は規模拡大に取り組む農家及び組織

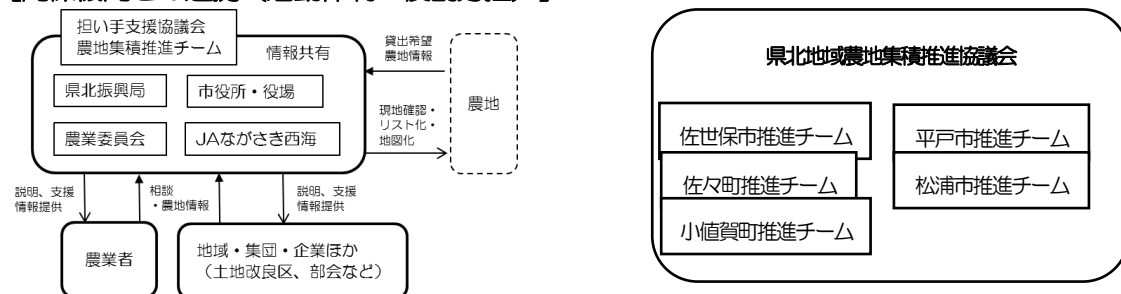
## 【課題設定の背景】

1. 農地貸借を通して認定農業者を中心とした地域の担い手への農地集積が進んでいるものの、農業者の高齢化や離農により現在作付が行われている農地であっても貸出希望農地は増加すると予測される。しかし、農業従事者の減少、担い手への農作業委託の集中など農地維持に供する労働力不足などから、今後は担い手の受託面積は増加しにくいと予想される。
2. 耕作放棄地解消については着実に進んでいるが、新たな耕作放棄地の発生及び農地判定のA分類からB分類への移行増加が目立つ。また、A分類農地が減少する傾向があり、解消面積の伸びは鈍化している。

## 【活動目標】

- 1 関係機関による情報共有を進め、効率的な農地維持について検討を行う。現状の農地貸借契約の維持を図るとともに、農地中間管理事業を用いた農地の交換分合による作業性が高い農地とすることで担い手の受託面積増加を目指す。担い手不足の地域では担い手の育成を進めるとともに、地域の組織（集落）を中心とした農地の集積、維持をすすめる。
- 2 認定農業者や生産部会への事業の推進、実施支援を行う。

## 【関係機関との連携（活動体制・役割分担）】



## 【活動経過】

- 1 担い手への農地集積
  - (1) 農地中間管理事業による農地流動化推進
    - ア 推進チーム会および全体会（キックオフ会議）を開催し、年度スケジュール、今年度推進対象、課題、今後の推進対象、次年度の推進計画について協議した。
  - (2) 担い手の育成支援
    - ア 集積意向のある集落、地域に対し、事業説明会、契約作業会開催等事業申請支援、協議会設立支援、人・農地プランの限定版プラン作成にかかるスケジュール管理等指導・支援、協議会に今後の農地利用に関する検討会への指導・支援を行った。また、畜産農家を対象に規模拡大意向、今後の規模拡大頭羽数等について調査を行った。
- 2 耕作放棄地の有効活用
  - (1) 耕作放棄地の解消
    - ア 国庫、県単事業を活用した放牧地整備支援を行なった。

### 【普及活動の成果】

#### 1 担い手への農地集積

##### (1) 農地中間管理事業による農地流動化推進

ア 推進チーム会の定期的な開催により進捗状況の把握、情報共有がはかられた。また、開催により推進手法を共有できた。

##### (2) 担い手の育成支援

ア 平戸市において、大野地区、米の内地区、大根坂地区3地域での集積を中心に合計158haの集積を行なうことができた。

イ 松浦市において、志佐川2工区、竜尾川3工区を中心に集積を行なった結果、合計46.7haの集積を行なうことができた。

#### 2 耕作放棄地の有効活用

##### (1) 耕作放棄地の解消

ア 平戸市において、放牧地2.7ha(うち耕作放棄地1.92ha)を整備できた。

イ 松浦市において、放牧地1.26ha(うち耕作放棄地0.08ha)を整備できた。

### 【対象の声】

制度の習熟度を上げるためにも、今後も引き続き説明をお願いしたい。

基盤整備事業と平行して、共同作業、集落営農の実務に関する指導をお願いしたい。

### 【今後の課題】

#### 1 担い手への農地集積

##### (1) 農地中間管理事業による農地流動化推進

ア チーム会で連携して推進対象の掘り起こし等協議するとともに、農地利用最適化推進委員制度の更なる活用のため、事業推進指導をすすめる。地域集積協議会設立を目指す集落については、スケジュール感をもって推進する。基盤整備推進地域、実施地域については農地流動化、基盤整備事業遂行と平行して営農計画の実現に向けて関係機関、関係職員との連携をはかりながら推進する。未相続案件については、基盤強化法改正を踏まえ、計画的に推進する。

##### (2) 担い手の育成支援

ア 畜産部会については、牛舎計画の協議と平行して、今後とも事業推進をはかっていく。

#### 2 耕作放棄地の有効活用

##### (1) 耕作放棄地の解消

ア 集団等に対して基盤整備事業、放牧事業等を活用することにより、耕作放棄地解消をはかりながら地域振興施策の一つとして推進していく。

### 【成果の活用及び普及活動上の留意点】

1. 農地中間管理事業の推進には市町、市町農業委員、最適化利用推進委員の協力が欠かせない。また、人・農地プランの実質化に向けて、個人情報の収集、共有が必要となることや、集落等への推進を戦略的にすすめていくためにもチーム会により情報共有することが重要である。
2. 耕作放棄地解消事業(国庫、県単)が平成31年度から廃止される。集団化した耕作放棄地等については基盤整備事業等を活用し、併せて一部農地の非農地化も進めながら有効な農地利用をはかっていく必要がある。

### 【発表・参考資料】

なし。